

富士見市都市公園条例（平成25年条例第10号）新旧対照表

新	旧
<p>(住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準)</p> <p>第2条 都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は、10平方メートル(市の区域内に都市緑地法(昭和48年法律第72号)第55条第1項若しくは第2項の規定による市民緑地契約又は同法第63条に規定する認定計画に係る市民緑地(以下この条において単に「市民緑地」という。))が存するときは、10平方メートルから当該市民緑地の住民1人当たりの敷地面積を控除して得た面積)以上とする。ただし、市街地の都市公園の当該市街地の住民1人当たりの敷地面積の標準については、5平方メートル(当該市街地に市民緑地が存するときは、5平方メートルから当該市民緑地の当該市街地の住民1人当たりの敷地面積を控除して得た面積)以上とする。</p> <p>(公園施設____の設置基準)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(公園施設____の設置基準の特例)</p> <p>第5条 前条ただし書の規定により特別の場合として定める建築物は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 都市公園法施行令(昭和31年政令第290号。次条において「政令」という。)第5条第2項に規定する休養施設(次号に該当する建築物を除く。)、同条第4項に規定する運動施設、同条第5項に規定する教養施設(次号に該当する建築物を除く。)、同条第8項に規定する備蓄倉庫その他都市公園法施行規則(昭和31年建設省令第</p>	<p>(住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準)</p> <p>第2条 都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は、10平方メートル_____</p> <p>_____</p> <p>_____以上とする。ただし、市街地の都市公園の当該市街地の住民1人当たりの敷地面積の標準については、5平方メートル_____</p> <p>_____以上とする。</p> <p>(都市公園施設の設置基準)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(都市公園施設の設置基準の特例)</p> <p>第5条 前条ただし書の規定により特別の場合として定める建築物は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 都市公園法施行令(昭和31年政令第290号_____)</p> <p>_____第5条第2項に規定する休養施設(次号に該当する建築物を除く。)、同条第4項に規定する運動施設、同条第5項に規定する教養施設(次号に該当する建築物を除く。)、同条第8項に規定する備蓄倉庫その他都市公園法施行規則(昭和31年建設省令第</p>

30号。以下この条において「省令」という。)第1条の2に規定する災害応急対策に必要な施設である建築物

(2)～(4) (略)

2～5 (略)

(公園施設に関する制限)

第5条の2 政令第8条第1項に規定する条例で定める割合は、100分の50(第10条第1項に規定する有料の公園施設のうち政令第5条第4項に規定する運動施設を有する公園にあっては100分の70)とする。

30号。以下この条において「省令」という。)第1条の2に規定する災害応急対策に必要な施設である建築物

(2)～(4) (略)

2～5 (略)